

兵庫県公報

平成30年11月20日 火曜日 第 3056 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

告 示	ページ
○ 旅行業法に基づく聴聞の実施（観光振興課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 吉川都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	3
○ 道路の指定（建築指導課）	3
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 入札公告（阪神北県民局）	17
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	19

告 示

兵庫県告示第991号

旅行業法（昭和27年法律第239号）第65条第1項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 日時
平成30年11月29日（木）午後2時から午後3時まで
- 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第1号館1階A会議室
- 内容
旅行者日本観光旅行センター有限公司（兵庫県知事登録旅行業第2-239号）の旅行業法第13条第3項第2号に違反する事実

~~~~~

### 兵庫県告示第992号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年11月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

### 兵庫県告示第996号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成30年11月19日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域  
加東市全域

### 兵庫県告示第997号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
吉川都市計画下水道事業三木市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成19年3月30日から平成32年3月31日まで  
変更後 平成19年3月30日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

### 兵庫県告示第998号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                                                   | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H30但馬予定<br>0001号 | 30.11.6          | 豊岡市城崎町来日271番7、271番12、271番13、<br>272番9、278番14、278番15、279番11、279<br>番12 | 7.5           | 90.0          |

## 公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                        | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------------|----------------|---------------------|
| 三谷(2)(急)Ⅰ-2<br>(123020141) | 養父市三谷(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 新町(1)(急)Ⅰ-2<br>(123020142) | 養父市建屋(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

#### 2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで

#### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

##### (2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

##### (3) 提出期限

平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)

##### (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹原野(4)Ⅰ (126010069)	朝来市生野町竹原野(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
竹原野(5)Ⅰ (126010070)	朝来市生野町竹原野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

本村
(226010062)

朝来市生野町黒川 (別図3のとおり)

土石流

(別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
 - (3) 提出期限
平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第404号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案  
三谷(2)(急)Ⅰ(123020044)の項中別図44、新町(1)(急)Ⅰ(123020051)の項中別図51、内山Ⅰ(123020061)の項中別図61、大谷川Ⅱ(223020117)の項中別図258を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第918号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

篠野(3)Ⅱ(126010005)の項中別図5、大外(1)Ⅱ(126010008)の項中別図8、大外(2)Ⅱ(126010009)の項中別図9、梅ヶ畑Ⅱ(126010013)の項中別図13、長野(2)Ⅱ(126010015)の項中別図15、竹原野(1)Ⅰ(126010016)の項中別図16、竹原野(3)Ⅰ(126010018)の項中別図18、口銀谷(1)Ⅱ(126010045)の項中別図45、口銀谷(2)Ⅱ(126010046)の項中別図46、川尻(1)Ⅰ(126010052)の項中別図52、栃原(7)Ⅱ(126010065)の項中別図65、弥六ガマⅡ(226010005)の項中別図73、魚ヶ滝Ⅰ(226010007)の項中別図75、金香瀬川Ⅰ(226010011)の項中別図79、白口川Ⅰ(226010018)の項中別図86、石谷川Ⅰ(226010026)の項中別図94、寺の上川Ⅰ(226010034)の項中別図102を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月28日（水）から同年12月12日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年12月12日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸 敏 三

# 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 船谷Ⅰ<br>(123020042)       | 養父市船谷（別図1のとお<br>り） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとお<br>り                   |
| 三谷(2)(急)Ⅰ<br>(123020044) | 養父市三谷（別図2のとお<br>り） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとお<br>り                   |

|                          |                  |         |          |
|--------------------------|------------------|---------|----------|
| 原Ⅰ<br>(123020047)        | 養父市森（別図3のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり  |
| 奥山Ⅰ<br>(123020048)       | 養父市森（別図4のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり  |
| 正町野Ⅰ<br>(123020049)      | 養父市建屋（別図5のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 新町(2)Ⅰ<br>(123020050)    | 養父市建屋（別図6のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 新町(1)（急）Ⅰ<br>(123020051) | 養父市建屋（別図7のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 建屋(1)Ⅰ<br>(123020052)    | 養父市建屋（別図8のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 建屋(2)Ⅰ<br>(123020053)    | 養父市建屋（別図9のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 餅耕地(2)Ⅰ<br>(123020056)   | 養父市餅耕地（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 餅耕地(1)Ⅰ<br>(123020057)   | 養父市餅耕地（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 石ヶ坪Ⅰ<br>(123020059)      | 養父市長野（別図12のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 尾ノ上Ⅰ<br>(123020060)      | 養父市長野（別図13のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 内山Ⅰ<br>(123020061)       | 養父市長野（別図14のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 井之坪(2)Ⅰ<br>(123020062)   | 養父市長野（別図15のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 井之坪(1)Ⅰ<br>(123020063)   | 養父市長野（別図16のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 井之坪(3)Ⅰ<br>(123020064)   | 養父市長野（別図17のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 唐川Ⅰ<br>(123020065)       | 養父市長野（別図18のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 船谷(2)Ⅱ<br>(123020105)    | 養父市船谷（別図19のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 船谷(3)Ⅱ<br>(123020106)    | 養父市船谷（別図20のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 船谷(4)Ⅱ<br>(123020107)    | 養父市船谷（別図21のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 池山(1)Ⅱ<br>(123020108)    | 養父市三谷（別図22のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |

|                        |                  |         |          |
|------------------------|------------------|---------|----------|
| 池山(2)Ⅱ<br>(123020109)  | 養父市三谷（別図23のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 三谷(1)Ⅱ<br>(123020110)  | 養父市三谷（別図24のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 三谷(2)Ⅱ<br>(123020111)  | 養父市三谷（別図25のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 三谷(3)Ⅱ<br>(123020112)  | 養父市三谷（別図26のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 森(1)Ⅱ<br>(123020114)   | 養父市森（別図27のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 森(2)Ⅱ<br>(123020115)   | 養父市森（別図28のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 原Ⅱ<br>(123020116)      | 養父市森（別図29のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 犬野(1)Ⅱ<br>(123020117)  | 養父市森（別図30のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 犬野(2)Ⅱ<br>(123020118)  | 養父市森（別図31のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 奥山(1)Ⅱ<br>(123020119)  | 養父市森（別図32のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 奥山(2)Ⅱ<br>(123020120)  | 養父市森（別図33のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 建屋Ⅱ<br>(123020121)     | 養父市建屋（別図34のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 餅耕地(1)Ⅱ<br>(123020122) | 養父市餅耕地（別図35のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 餅耕地(2)Ⅱ<br>(123020123) | 養父市餅耕地（別図36のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 野谷(1)Ⅱ<br>(123020124)  | 養父市建屋（別図37のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 野谷(2)Ⅱ<br>(123020125)  | 養父市長野（別図38のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 石ヶ坪(1)Ⅱ<br>(123020126) | 養父市長野（別図39のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 石ヶ坪(2)Ⅱ<br>(123020127) | 養父市長野（別図40のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 柴(1)Ⅱ<br>(123020128)   | 養父市長野（別図41のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 柴(2)Ⅱ<br>(123020129)   | 養父市長野（別図42のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |

|                       |                 |         |          |
|-----------------------|-----------------|---------|----------|
| 長野(1)Ⅱ<br>(123020130) | 養父市長野（別図43のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 長野(2)Ⅱ<br>(123020131) | 養父市長野（別図44のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 内山Ⅱ<br>(123020132)    | 養父市長野（別図45のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 井之坪Ⅱ<br>(123020133)   | 養父市長野（別図46のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 唐川(1)Ⅱ<br>(123020134) | 養父市長野（別図47のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 唐川(2)Ⅱ<br>(123020135) | 養父市長野（別図48のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 唐川(4)Ⅱ<br>(123020137) | 養父市長野（別図49のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 唐川(5)Ⅱ<br>(123020138) | 養父市長野（別図50のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 唐川(6)Ⅱ<br>(123020139) | 養父市長野（別図51のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| ヤゲン谷川Ⅰ<br>(223020021) | 養父市長野（別図52のとおり） | 土石流     | 別図52のとおり |
| 西野谷川Ⅰ<br>(223020028)  | 養父市長野（別図53のとおり） | 土石流     | 別図53のとおり |
| 棒谷川Ⅰ<br>(223020044)   | 養父市能座（別図54のとおり） | 土石流     | 別図54のとおり |
| 谷倉神社川Ⅱ<br>(223020104) | 養父市長野（別図55のとおり） | 土石流     | 別図55のとおり |
| 大谷山川Ⅱ<br>(223020106)  | 養父市長野（別図56のとおり） | 土石流     | 別図56のとおり |
| 前田川Ⅱ<br>(223020107)   | 養父市長野（別図57のとおり） | 土石流     | 別図57のとおり |
| 中クロ川Ⅱ<br>(223020108)  | 養父市長野（別図58のとおり） | 土石流     | 別図58のとおり |
| 漆谷川Ⅱ<br>(223020114)   | 養父市建屋（別図59のとおり） | 土石流     | 別図59のとおり |
| 大谷川Ⅱ<br>(223020117)   | 養父市森（別図60のとおり）  | 土石流     | 別図60のとおり |
| ダン川Ⅱ<br>(223020120)   | 養父市森（別図61のとおり）  | 土石流     | 別図61のとおり |
| 門垣川Ⅱ<br>(223020121)   | 養父市三谷（別図62のとおり） | 土石流     | 別図62のとおり |

|                       |                 |     |          |
|-----------------------|-----------------|-----|----------|
| 本ヤシキ川Ⅱ<br>(223020126) | 養父市三谷（別図63のとおり） | 土石流 | 別図63のとおり |
|-----------------------|-----------------|-----|----------|

（別図 1 から別図63までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月28日（水）から同年12月12日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年12月12日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村Ⅰ (126010001)	朝来市生野町黒川（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
簾野Ⅰ (126010002)	朝来市生野町黒川（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
簾野(2)Ⅱ (126010004)	朝来市生野町黒川（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
簾野(3)Ⅱ (126010005)	朝来市生野町黒川（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
簾野(4)Ⅱ (126010006)	朝来市生野町黒川（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
黒川Ⅱ (126010007)	朝来市生野町黒川（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり